

## 航空機落下物による被害の救済に関する協定書（抜粋）

この協定書に署名する者は、平成31年3月30日以降において日本国内に存する空港における離着陸に伴い、航空機部品の脱落、氷塊の落下その他の航行中の航空機から物体の落下が発生した場合において、人の生命若しくは身体又は財産に損害（以下「航空機落下物損害」という。）が生じた際に、その損害の補償に要する費用の負担に関し、下記取決めについて同意することを確認する。

### 記

1. 航空機落下物損害を生じさせた航空機（以下「原因航空機」という。）を一に特定できず、当該損害に対する補償の責任を有すべき者を特定できない場合において、国土交通省地方航空局に設置される航空機落下物確認委員会が、原因航空機として推定可能な航空機（以下「認定航空機」という。）を決定したときは、認定航空機の使用者は、当該損害の補償に要する費用のうち、認定航空機の数に応じて按分して得た額を負担するものとする。
2. 航空機落下物確認委員会による認定航空機の決定は、1. に記載する負担に関し、強制力を有する。

この協定書への署名等は、各々の法人又は団体からの正当な委任を受けて行うことを確認する。

また、この協定書の正本は、便宜上、国土交通省航空局において保管されることを確認する。

追加加入者 法人・団体用

「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」の取決めについて同意することを確認する。

この確認書への署名は、各々の法人又は団体からの正当な委任を受けて行うことを確認する。

また、この確認書の正本は、便宜上、仙台国際空港株式会社において保管されることを確認する。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

• \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_  
      (署 名)                    / (法 人 名)                    / (職 名)

追加加入者 個人用

「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」の取決めについて同意することを確認する。

また、この確認書の正本は、便宜上、仙台国際空港株式会社において保管されることを確認する。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

• \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_  
      (署 名)                    / (法 人 名)                    / (職 名)

## 委任状

受任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、「航空機落下物による被害の救済に関する協定書」の取  
決めについて同意することに関する署名を委任します。

被害補償の責任は、航空機の使用である委任者に在します。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

委任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

委任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

委任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

委任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

委任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

委任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_